



## 「オギと耕作放棄田」

植物部門 内山 治男

月が美しく見える十五夜に飾るのは「ススキ」ですが、これとよく間違えるのが「オギ」です。ススキは乾いた草地に、オギは久慈川の河原や耕作放棄田などの湿り気がある場所に生育します。ススキは株立ちになりますが、オギは株立ちにならないという違いがあります。

また、ススキは小さな穂のもとにあるたくさんの毛がくすんだ白色をしており、花の先端付近から長い芒を出します(写真1)。オギは毛が白く、芒がありません(写真2)。

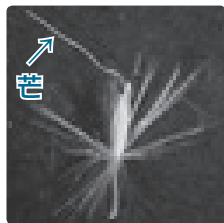


写真1 ススキ

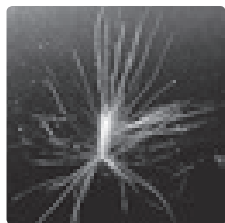


写真2 オギ

耕作放棄田には、ほかにもヨシやセイタカアワダチソウ、ガマなどが群生することがあります。群生するオギの穂は光が透けて白く輝き、ススキよりもきれいです。しかし、人の管理が行き届かない耕作放棄田が多くなるのは、とても残念なことです。

村内全域で、村の自然調査団が調査を行っています。村内での動物・植物・化石・岩石の発見や質問等、お気軽に事務局へお寄せください。

■問い合わせ 生涯学習課文化財・芸術文化担当  
(☎282-1711 内線1423)

## 「健康食品」の購入を勧める悪質な電話勧誘に、注意しましょう！

健康に対する消費者の関心や不安に付け込む、悪質な勧誘が後を絶ちません。高額な健康食品を購入させられたり、健康食品が原因で体調を崩したりする事例なども出てきており、注意が必要です。

### 【突然の勧誘電話にご用心！】

親しげに話し掛けてきて、消費者の関心を引こうとします。長電話は禁物です。

### 【遠慮は無用。断るときは、はっきりと！】

要らないと断っているのに、しつこく勧誘することは法律で禁止されています。

### 【「試供品」に油断しないで！】

悪質な業者は、試供品の購入をきっかけに高額な商品売りつけようとたくらんでいます。

### 【医薬品的な「効能」をうたう勧誘に注意！】

錠剤やカプセルなど、見た目は医薬品のような健康食品はあくまで「食品」です。病気の治療や予防等の効果をうたうことは、法律で禁止されています。



### 【体の不調を感じたら、すぐに相談を！】

錠剤やカプセル状の製品を複数服用したり、自己判断で医薬品と併用することは避け、必ず、医師や薬剤師などの専門家に相談しましょう。

### 【断りきれず購入してしまったら「クーリング・オフ」を！】

届いた健康食品は開封しないようにしましょう。契約日を含めて8日間以内なら、クーリング・オフ(契約解除)が可能です。また、クーリング・オフ期間を過ぎていても、契約を解除できる場合がありますので、諦めずに消費生活センターまでご相談ください。

【問い合わせ】消費生活センター(☎287-0858)



水戸北年金事務所(☎231局2283)

### ■問い合わせ

ねんきんダイヤル(☎0570・05・1165)、

分まで再発行が可能です。

は年金事務所へご連絡ください。なお、過去8年

源徴収票を紛失した場合は、再発行の申請を

することができまので、ねんきんダイヤルまた

に、「源泉徴収票」が添付書類として必要になりま

すので、申告時期まで大切に保管してください。

源徴収票を紛失した場合は、再発行の申請を

することができまので、ねんきんダイヤルまた

に、「源泉徴収票」が添付書類として必要になりま

すので、申告時期まで大切に保管してください。

源徴収票を紛失した場合は、再発行の申請を

することができまので、ねんきんダイヤルまた

に、「源泉徴収票」が添付書類として必要になりま

すので、申告時期まで大切に保管してください。

源徴収票を紛失した場合は、再発行の申請を

することができまので、ねんきんダイヤルまた

に、「源泉徴収票」が添付書類として必要になりま

すので、申告時期まで大切に保管してください。

源徴収票を紛失した場合は、再発行の申請を

することができまので、ねんきんダイヤルまた

に、「源泉徴収票」が添付書類として必要になりま

すので、申告時期まで大切に保管してください。

源徴収票を紛失した場合は、再発行の申請を

することができまので、ねんきんダイヤルまた

に、「源泉徴収票」が添付書類として必要になりま

すので、申告時期まで大切に保管してください。

源徴収票を紛失した場合は、再発行の申請を

することができまので、ねんきんダイヤルまた

に、「源泉徴収票」が添付書類として必要になりま

国民年金 老齢(退職)年金 だより の源泉徴収票



### ■「源泉徴収票」の送付

老齢(退職)年金受給者には、毎年1月中旬～下旬に、日本年金機構から「源泉徴収票(はがき)」が送付されます。※障害年金・遺族年金受給者は、所得税の課税対象ではないため送付されません。

### ■「源泉徴収票」の記載内容

▼前年1年間(1月1日～12月31日)に支払われた

年金総支給額

▼年金から徴収された所得税額や社会保険料額

(介護保険料・国民健康保険税・後期高齢者医療

保険料)

▼各種人的控除の人数※今回の源泉徴収票には、

「平成29年分扶養親族等申告書」の内容が反映さ

れています。

### ■確定申告・住民税申告での使用

年金以外に所得がある方や、源泉徴収票に記載されている内容以外に各種控除の追加、扶養人数の変更等がある方で、所得税の還付・納税が生じる場合は、所得税の確定申告(住民税のみ影響する場合は住民税の申告)をする必要があります。その際に、「源泉徴収票」が添付書類として必要になりますので、申告時期まで大切に保管してください。

源徴収票を紛失した場合は、再発行の申請をすることができまので、ねんきんダイヤルまたは年金事務所へご連絡ください。なお、過去8年分まで再発行が可能です。

### ■問い合わせ

ねんきんダイヤル(☎0570・05・1165)、

水戸北年金事務所(☎231局2283)